

令和8年度自動車任意保険加入契約仕様書（令和8年2月24日現在）

1 保険種目

自動車総合保険（対人・対物示談交渉サービス付）

2 対象自動車

香川県が所有し、又は使用する自動車のうち、（1）から（4）を除く計623台（原付2台 トラクター等41台を含む。）

車種明細については、「令和8年度対象公用車一覧表」に示すとおり。但し、年度途中に変更の可能性あり。

- （1）団体等に貸与又は運転管理を委託する自動車（職員が運転する場合を除く。）
- （2）特殊自動車で自賠責保険に加入することができるもの
- （3）任意保険に加入する必要がないと知事が認めた自動車
- （4）香川県警察本部が使用する自動車

3 保険の内容

（1）担保種目、保険金額及び対象車両

① 全車両共通種目

○対人賠償責任保険 保険金額 無制限

○対物賠償責任保険 保険金額 500万円（対物賠償責任免責額なし）

対人、対物とも示談交渉サービスが受けられること

○レッカー・ロード費用保障が受けられること

② 追加種目（対象車両42台）

○傷害定額給付条項 保険金額 500万円

車種明細については、「令和8年度対象公用車一覧表」に示すとおり。但し、年度途中に変更の可能性あり。

（2）特約条項

全車両に自損事故傷害担保特約を付帯すること。

4 任意保険に加入する期間

令和8年4月1日から令和9年4月1日まで

5 その他

- （1）令和8年度中に車検を受ける車両及び新車登録を行う車両については、自賠責保険加入手続きを併せて依頼する。（ただし、リース車両は除く。）
- （2）契約は保険会社と締結するが、サービス支援のため代理店扱いとしても差しかえない。
- （3）自動車総合保険（対人・対物示談交渉サービス付き）の保険条件を満たすものであれば、可とする。